

外来感染対策向上加算に係る掲示

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ① 感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ② 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年 2 回実施します。
- ③ 新興感染症の発生時に都道府県の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体ホームページで公開しています。
- ④ 感染性の高い疾患(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など)が疑われる場合は、一般診療の方と分けた診療スペースを確保して対応します。
- ⑤ 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします。
- ⑥ 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ⑦ 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。